

# 「意思疎通支援事業」モデル 要綱・ガイドライン説明会

調査報告

聴覚障害者制度改革推進中央本部  
20130824



## はじめに----調査の目的および方法



- 本調査は、手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通を行う者の派遣事業(以下「派遣事業」と略す)に係るシステムおよび標準的モデルの提言を行うために、派遣事業の現状の把握および分析を行うことを目的として実施した。
- 調査対象は全都道府県と、抽出した市町村、そして抽出した派遣事業利用者。

## 1. 調査対象

アンケート調査は8月1日～8月31日に発送・回収し、訪問調査は9月1日～10月31日の間に実施した。



1. 都道府県調査		
アンケート調査	47都道府県対象	35都道府県回答
訪問調査	14都道府県抽出	14都道府県回答
2. 政令指定都市調査		
アンケート調査	20市対象	15市回答
3. 市町村調査		
アンケート調査	60市町村抽出	60市町村回答
訪問調査	70市町村抽出	70市町村回答
4. 利用者調査		
手話通訳利用者(ろう者)対象アンケート調査		198人回答
要約筆記利用者(難聴者・中途失聴者)対象アンケート調査		163人回答

## 2. 都道府県調査結果

— 派遣事業を中心に —



都道府県では手話通訳者派遣事業を18都道府県で実施、要約筆記派遣事業は20都道府県で実施している。(回答都道府県は35ヶ所) 一方障害者自立支援法により「市町村事業」として手話通訳派遣事業を辞めたところと回答したところが10ヶ所あった。政令指定都市については、回答のあった15ヶ所すべてで両派遣事業が実施されていた。

**\* 都道府県の派遣(専門性・広域調整)が必須化され、それぞれ対応が求められている。**

## ① 都道府県事業—運営方式

表1-1-47 手話通訳派遣事業を直轄して運営しているか・都道府県



	n18	%
直轄して運営	2	11.1
外部団体に委託	16	88.9

\* 要約筆記派遣事業を直轄して運営しているか・都道府県 n20 %  
直轄して運営1カ所 5.0% 外部団体に委託19カ所 95.0%

\* 政令指定都市は、両事業とも、ほぼ半数直轄・半数委託

**\* 運営委員会の設置は少ない(38%)あるいは、運営は委託先に任せている。**

## ② 都道府県事業—派遣事業費の総額比較

表1-1-3 地域生活支援事業費・都道府県

単位:円



人口規模 (人)	手話通訳者等の派遣事業			
	回答数	総額 (平均)	最高額	最低額
100万未満	2	1933000	20498000	1933000
100 - 200万未満	3	369492	703475	110000
200 - 300万未満	3	1890263	3529000	481790
300万以上	6	1963973	3568000	482585
全体	14	3068434	20498000	110000

**\* 都道府県間格差が大きい。政令指定都市も同様で、最高2290万円、最低176万円。要約筆記派遣は都道府県平均112万円、政令指定都市平均335万円**

### ③都道府県事業－派遣単価

表1-1-62 手話通訳者の謝礼 /1時間あたり 円  
都道府県 回答数 15ヶ所

最高	3500
最低	1400
平均	2235

表1-1-102 要約筆記者の謝礼 /1時間あたり 円  
都道府県 回答数 10ヶ所

最高	3000
最低	800
平均	1178

\* 派遣単価の都道府県・政令指定都市間の格差が大きい。→「専門的」派遣を考慮し、ふさわしい金額で標準化すべき。

### ④都道府県事業

#### －派遣調整等を行う職員の設置

- 都道府県の、平成23年度の手話通訳者設置事業の決算額を見ると、平均は10810327円となっている。最高額は51817538円で、最低額は824000円で、実に62倍の差が見られる。設置手話通訳者の数も北海道の15人が最高であるが、1人のみの設置県もある。政令指定都市の最高額は54020000円で、最低額は2930000円で、実に18倍の差が見られる。
- 正職員比率は15.4%にとどまり、非正規職員が多数占めている。そのために1人あたりの人件費として170万円から350万円程度となっている。政令指定都市は正職員比率は20.0%にとどまる。

\* 都道府県間の格差・政令指定都市間の格差が大きい。  
\* 都道府県は、専門性の高い派遣、派遣の広域調整に責任を有する。高いコーディネート技術を有する職員の、適性数・正職員としての採用が求められる。

都道府県の設置事業の概要

(正職員比は15.4%)

県名	抽出	設置手話通訳者数	決算額	一人あたり人件費
A県		15	51817538	3454502
B県		13	26114000	2008769
C県		9	15758600	1750955
D県		5	11438251	2287650
E県		6	16687159	2781193
F県		3	6932000	2310666
G県		3	5611560	1870520
H県		1	2220000	2220000
I県		1	2435667	2435667
J県		1	2235000	2235000

政令指定都市の設置事業の概要

(正職員比は20.0%)

政令市名	抽出	設置手話通訳者数	決算額	一人あたり人件費
A市		11	54020000	4910909
B市		13	35362438	2720188
C市		13	36437205	2802862
D市		17	17491170	1028892
E市		9	25457000	2828556
F市		6	25311276	4218546
G市		8	30298049	3787256
H市		11	26605320	2418665
I市		2	8346900	4173450
J市		2	14099000	7049500
K市		1	2930000	2930000

### ⑤都道府県事業－派遣の範囲

表1-1-70 手話通訳者等の派遣の範囲 都道府県

1. 医療関係	4	22.2
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	5	27.8
3. 学校へ相談または事業（授業含む）に参加する場合	4	22.2
4. 就職相談・就職面接	5	27.8
5. 職場での朝礼や会議等	1	5.6
6. 聴覚障害団体の会議	7	38.9
7. 冠婚葬祭	3	16.7
8. 家族会議や親戚の集まり	3	16.7
9. 自治会活動など地域活動	3	16.7
10. 教養・文化・福祉	4	22.2
11. スクーリング・資格取得のための研修	3	16.7
12. 裁判や警察関係	4	22.2

- 都道府県の派遣事業（調査時）において

市町村の派遣事業と役割分担していることが数値の低さで見ることができ、一方「市町村で派遣事業を実施していないところに代わって事業を実施する」場合もあり、市町村で対応すべき派遣も都道府県で行っていることが見られる。

\* 都道府県と市町村の事業の分担を明確にしていく必要がある。

## ⑥都道府県事業－派遣の地域

表1-1-72 県外への手話通訳者派遣を認めているか 都道府県

	n18	%
1. 認めている	7	38.9
2. 条件付きで認めている	1	5.6
3. 認めていない	5	27.8
無回答	5	27.8

表1-2-56 県外への手話通訳者派遣を認めているか 政令指定都市

	n15	%
1. 認めている	5	33.3
2. 条件付きで認めている	3	20.0
3. 認めていない	5	33.3
無回答	2	13.3

\* 障害者総合支援法においては、広域派遣において県内・県外への派遣を認めることが想定されているので、すべての都道府県・政令指定都市で、県外派遣が認められること、そしてガイドラインが必要である。

## ⑦都道府県事業－派遣利用の制限

表1-1-69 手話通訳を利用するときの制限 都道府県

	n18	%
設けている	1	5.6
設けていない	17	94.4

表1-2-55 手話通訳を利用する時の制限 政令指定都市

	n15	%
設けていない	10	66.7
その他	3	20.0

\* 派遣制限は、利用者の社会参加を制限することになるので、「制限を設けない」ということを原則とすべきである。

## ⑧都道府県事業－派遣事業の諸課題

- 都道府県では、手話通訳者派遣事業については、財源の確保、広域派遣調整を行うためのガイドライン、市町村との連絡会議の設置が課題として記述された。要約筆記者派遣事業では、広域派遣調整の方法、市町村間の派遣要綱や派遣単価の統一、事業の周知、要約筆記者派遣から要約筆記者派遣への移行についての課題があげられた。
- 政令指定都市では、手話通訳者派遣事業の課題として、財源の確保、広域派遣調整のガイドラインの策定、市町村との連絡調整のための会議があげられた。要約筆記者派遣事業の課題としては、手話通訳者派遣事業と同様の課題の他、専任職員の雇用があげられた。

## 3.市町村調査結果

### －派遣事業を中心に－

- 市町村調査では、アンケート調査(質問紙調査)60市町、聞き取り調査70市町を抽出して調査を実施した。手話通訳者派遣事業は98.3%、要約筆記者派遣事業は80.0%で実施されている。聞き取り調査では手話通訳派遣事業が100%、要約筆記者派遣事業が80.0%だった。アンケート調査では手話通訳者設置事業は71.7%の実施率であった。

\* 平成23年3月31日現在

手話通訳者派遣事業の実施割合は74.1%

要約筆記者派遣事業の実施割合は49.1%

手話通訳者設置事業の実施割合は29.3%

(障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成24年2月20日より)

## ①市町村派遣事業－運営方式

表3-15 手話通訳者派遣事業を直轄しているか外部委託しているか アンケート調査

	市町数	%
1. 直轄して運営	26	43.3
2. 外部団体に委託	34	56.7

表3-50 要約筆記者派遣事業を直轄しているか外部委託しているか アンケート調査

	n50	市町数	%
1. 直轄して運営		18	36.0
2. 外部団体に委託		32	64.0

市町村では、外部団体に委託している割合は6割程度となっている。委託先は、聴覚障害者団体、社会福祉協議会、聴覚障害者情報提供施設等となっている。

## ②市町村事業－派遣事業費の総額比較

表3-12 人口区分別コミュニケーション支援事業の決算額平均(円) アンケート調査

	5万人以下	5-10万人以下	10-15万人以下	15-20万人以下	20-25万人以下	25-30万人以下	30万以上
1. 手話通訳者派遣事業	247003	861440	1859625	1650000	2844060	1323930	2896891
2. 要約筆記者派遣事業	75740	320653	379451	2035000	1742850	250280	664014
3. 手話通訳者設置事業	1974895	1896689	4254154	-	3438180	4022400	8325235

上表は、人口規模別にみたものだが、市町村間に大きな格差が見られる。

## ②市町村事業－派遣事業費の総額比較

表3-7 地域生活支援事業費に占めるコミュニケーション支援事業費割合 (%) アンケート調査

5万人以下	0.047
5-10万人以下	0.098
10-15万人以下	0.056
15-20万人以下	不明
20-25万人以下	0.030
25-30万以下	0.026
30万以上	0.033

人口が大きい市町ほど地域生活支援事業費に占めるコミュニケーション支援事業の比率は小さくなっている。

## ③市町村事業－派遣単価

表3-27 手話奉仕員・手話通訳者・手話通訳士への謝礼・賃金単価 (1時間あたり/円) アンケート調査

	手話奉仕員	手話通訳者	手話通訳士
平均	1572	1931	1820
最大	3000	3180	3000
最小	800	1000	1000

表3-62 要約筆記奉仕員・要約筆記者への謝礼・賃金単価 (1時間あたり/円) アンケート調査

要約筆記奉仕員	要約筆記者
1549	1504
3000	3000
800	500

手話奉仕員、手話通訳者、手話通訳士、要約筆記奉仕員、要約筆記者への1時間あたりの派遣報酬は、市町村格差が見られる。全国の標準的な報酬単価が求められるが、1時間3000円を標準とするのが適切である。

## ④市町村事業－派遣調整等を行う職員の設置

表3-21-2 年間手話通訳派遣依頼件数と設置手話通訳者の有無・人口比較 アンケート調査

人口規模	設置手話通訳者なし	設置手話通訳者あり
10万人以上	125	532
5-10万人	49	296
3-5万人	57	84
3万人以下	62	87

厚生労働省の調査では、手話通訳者設置事業の実施率は約30%となっている。上表に見るように設置の有無で手話通訳の派遣件数は大きく違っている。また、手話通訳者は 実体として、手話通訳業務や派遣業務だけでなく、コミュニケーション支援事業に関わって多様な業務を遂行し、これにより、手話通訳者が設置された自治体では、聴覚障害者の社会参加が進んでいる。

\* 設置通訳事業費1人あたり最高800万円、最低12000円、平均210万円。

## ⑤市町村事業－派遣の範囲と制限

市町村の派遣範囲実績31手話通訳の派遣範囲

市町村数	%
1. 医療関係	56 93.3
2. 官公庁の公的機関に赴いて行う手続き	56 93.3
3. 学校での相談または事業に参加する場合	54 90.0
4. 就職面接	46 76.7
5. 職場での朝礼や会議等	26 43.3
6. 聴覚障害者の会議	49 81.7
7. 冠婚葬祭	49 81.7
8. 家族会議や親戚の集まり	42 70.0
9. 自治会活動など地域活動	48 80.0
10. 教養・文化	42 70.0
11. スクーリング・資格取得のための研修	28 46.7
12. 裁判や警察関係	50 83.3
13. 市町長が必要と認めるもの	55 91.7

表3-34 手話通訳派遣を制限する事項 アンケート調査

n22	市町数
宗教	18
政治	16
営利	15
趣味	5
経済活動	2
主催団体が負担すべきもの	2
遊興	1
長期間	1

表3-41 市外派遣を認めているか手話通訳 アンケート調査

	市町数	%
1. 認めている	47	78.3
2. 条件付きで認めている	9	15.0
3. 認めていない	1	1.7
無回答	3	5.0

表3-35 手話通訳派遣について 県外派遣を認めているか

	市町数	%
1. 認めている	30	50.0
2. 条件付きで認めている	15	25.0
3. 認めていない	9	15.0
無回答	6	10.0

表3-34 41 35 に見るように、派遣範囲(領域、地域)に制限を設けているところと、設けていないところがある。

聴覚障害者の社会参加、社会的自由を実現していくために、派遣範囲の制限をなくしていく必要がある。

## ⑦市町村事業－派遣利用の制限

表3-31 手話通訳派遣時間・回数の制限を設けているか

	市町数	%
1. 設けている	4	6.7
2. 設けていない	54	90.0
無回答	3	5.0

表3-66 要約筆記派遣時間・回数の制限を設けているか

	n 50 市町数	%
1. 設けている	3	6.0
2. 設けていない	46	92.0
無回答	1	2.0

派遣時間や派遣回数に制限を設けていない市町村が90%を占めている。一方10%の市町村が制限を設けている。派遣時間・回数に制限を設けない、を全国標準とすべきである。

## ⑧市町村事業－派遣事業の諸課題

44手話通訳派遣事業の問題・課題は何か 市町村

	%
1. 手話通訳者の不足・確保	71.7
2. 緊急時の派遣	63.3
3. 手話通訳者の質・レベルアップ	33.3
4. 手話通訳者の養成	40.0
5. 利用者がいない・少ない	15.0
6. 市外・県外派遣等広域派遣	18.3
7. 手話通訳者の高齢化	30.0
8. 派遣範囲・基準の設定	30.0
9. 手話通訳者の研修	11.7
10. 制度の周知・啓発	20.0
11. 適切な予算確保	23.3
12. 地域格差	11.7
13. 手話通訳者の健康問題	13.3
14. 登録手話通訳者との雇用契約	5.0

## 4. 利用者調査の結果より

- 調査対象者は、全国10カ所の聴覚障害者協会、難聴者・中途失調者協会の会員で、それぞれ1カ所あたり20人(男性10名・女性10名)を目安にアンケート用紙を配布し回答を得ることとした。
- 手話通訳者派遣事業利用者は198人から回答を得た。要約筆記者派遣事業利用者は163人から回答を得た。
- 手話通訳者派遣事業の有無については、94.9%が「ある」と回答した。また回答者の内90.4%が個人で派遣事業を利用したことがあると回答した。一方、派遣事業を利用したことがない人が15人あった。その理由は表5-1-8にみるように、一番多い回答は、家族が通訳をするので、続いて手話通訳者が信用できない、依頼申請が面倒、手話通訳を利用する理由がない・必要ないがとなっている。

## 利用者調査 ①利用内容

表5-1-4 どのような場面・内容で利用したか : 手話通訳派遣

	重複回答	人数	%
ア医療		116	64.8
イ役所での手続相談		57	31.8
ウ学校		31	17.3
エ就職・面接		21	11.7
オ職場での会議		10	5.6
カ聴覚障害者中心の会議		30	16.8
キ冠婚葬祭		32	17.9
ク家族会議や親戚のあつまり		12	6.7
ケ自治会等地域活動		29	16.2
コ教養・文化活動		41	22.9
サ研修・スクーリング等		11	6.1
シ裁判・警察等司法		13	7.3
スその他		28	15.6

## 利用者調査 ②利用課題・要望

### 【手話通訳者派遣事業】

- ・依頼に応えられる体制づくり(24時間対応/緊急時対応)
- ・手話通訳者の養成・確保
- ・派遣範囲の拡大/制限の解消
- ・自分に合った(希望した)通訳者を派遣してほしい
- ・広域派遣の実施(県内・県外)・コーディネート機能の向上

### 【要約筆記者派遣】

- ・派遣範囲の拡大/制限の解消
- ・依頼に応えられる体制づくり(24時間対応/緊急時対応)
- ・要約筆記者の養成・確保
- ・広域派遣の実施(県内・県外)
- ・要約筆記について理解を広める
- ・地域格差の解消

## おわりに

今回は、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業にしぼった報告を行ったが、時間の関係で多くの重要事項を割愛した。

また、「調査」では、他に、手話通訳者設置事業、手話通訳者・要約筆記者養成事業、手話通訳者・要約筆記者指導者養成事業についての調査も行った。

詳細は、「報告書」をぜひお読みいただきたい。

\* 以下の全日本ろうあ連盟ホームページから、報告書全文が見られます。

<http://www.jfd.or.jp/info/2013/20130422-haken-youkou-report.pdf>